

- ・本規約は、大切に保管してください
- ・黄色マーカーが引かれた部分以外も、必ずお読みください
- ・不明な点がございましたら、北原トータルライフサポート倶楽部へお問い合わせ下さい

北原トータルライフサポート倶楽部 会員基本規約

北原トータルライフサポート倶楽部 会員規約（以下、「会員規約」とします）は、株式会社 Kitahara Medical Strategies International（以下、「KMSI」又は「弊社」とします）の提供する北原トータルライフサポート倶楽部（以下、「当倶楽部」とします）の会員に関する規約を定めたものです。会員規約は、会員が遵守すべき事項と、会員と KMSI の関係を法的に拘束しますので、よくお読みください。会員規約に同意頂けない場合は、登録及びサービスの利用をお控えください。

第1条（定義）

- 1 会員サービス：会員種別ごとのサービス
- 2 個別サービス：会員ごとに個別に提供するサービス
- 3 本サービス：会員サービスと個別サービスをあわせた総称
- 4 会員：本サービスの提供を受ける目的で、会員規約及びその他の規約に同意し会員登録の申込をし、弊社がこれを承認し、会員 ID を付与された方
- 5 本契約：会員規約及びその他の規約に従って本サービスの提供を受ける契約

第2条（契約の成立等）

- 1 1) 本契約は、会員申込を経て、弊社の入会審査の承認と会員 ID の付与をもって成立するものとします。但し、会員 ID 付与後、ゴールド会員に於いては2週間以内にキャッシュレスによる支払い方法の設定が完了しておらず、その後も設定が完了する見込みがないと弊社が判断する場合、本契約成立の時に遡って契約の効力が失われます。
2) 前号但書により、本契約成立の時に遡って契約の効力が失われた場合は、弊社からその旨を通知するものとします。
3) 弊社は第1号但書の判断により本契約成立の時に遡って契約の効力が失われた場合その理由を説明する義務を負わず、申込者はそれにつき異議を申し立てないものとします。
- 2 本契約の契約期間は、前項の日から、第8条の規定により契約が解除、又は終了する日までとします。

第3条（各サービスの内容、各サービスの提供方法、内容変更）

- 1 弊社が、会員に対して提供する会員サービスは、別紙1)「北原トータルライフサポート倶楽部会員種別・プラン表」の定める通りとします。
- 2 弊社が提供する本サービスの提供方法については、別紙2)「北原トータルライフサポート倶楽部 サービス利用規約」および別紙4)「北原トータルライフサポート倶楽部 デジタルリビングウィル利用規約」に定める通りとします。
- 3 会員は変更を希望する前月の10日までに申し出の後、弊社の承認を経て、当倶楽部の会員種別、個別サービスの内容を変更することができるものとします。
- 4 会員種別を変更する場合、以下のように年会費の支払いが必要です。
 - 1) **ランクアップ**
ランクアップの時期がいつにかかわらず、すでに支払い済みの変更前の会員種別の年会費とランクアップする会員種別年会費の差額を支払うものとします。
 - 2) **ランクダウン**
1年間の年会費途中のランクダウンに際して、新たな年会費の支払いは不要となります。ただし1年間の年会費途中の差額分の返金が行えないものとします。

第4条 (本サービスの料金)

- 1
 - 1) 本サービスの料金については、別紙1)「北原トータルライフサポート倶楽部会員種別・プラン表」に定める通りとし、会員は弊社に対し、会員種別毎の年会費及び別途利用した場合は個別サービス利用料金を支払うものとします。
 - 2) 契約手続きを行う日がいつかに関わらず、契約月を初月とします。なお、**ゴールド会員以上においては契約時にのみ初回登録料が発生するものとします。また年会費は入会月を初月とし12ヶ月目までの期間とします。**
- 2 年会費及び個別サービス利用料金は、弊社の指定する方法で支払うものとします。
- 3 年会費の支払い、サービス利用料金の支払いは、ゴールド会員以上は原則キャッシュレス支払いとし、利用明細書の発行については以下の通りとします。またエントリー会員はサービス利用時に、都度、現金支払いとします。なおキャッシュレス支払いの希望がある場合はこれに限らないこととします。

	支払および明細発行時期
年会費 (初年度)	入会月の翌月26日まで (26日が土日・祝祭日の場合は、その翌日)
年会費 (翌年以降、更新時)	入会月から数えて12ヶ月目の26日まで (26日が土日・祝祭日の場合は、その翌日)
サービス利用料	サービス利用月の翌月26日まで (26日が土日・祝祭日の場合は、その翌日)
サービス利用明細書	サービス利用月の翌月20日を目安に発行 (書面やPDFデータ)

- 4 本条第5項の書面については、PDF等の電磁的記録による取引情報を電子メール等で送る方法を、当該書面の送付に代えることができるものとします。
- 5 会員は本サービス利用にあたって必要となるコンピュータシステム、ソフトウェアおよび通信機器等の設備、さらには電話回線使用料、通話料、インターネットプロバイダ等

のネットワークサービスの利用料等のインターネットサービス利用にかかるあらゆる費用、個別サービス実施のために必要な水道・ガス・電気等の費用、及び、サービス実施中の交通費（通院、買い物などの際、公共交通機関を使用した場合）等、を負担するものとします。

第5条（年会費及び個別サービス利用料金の変更）

1 第4条第1項（本サービスの料金）に定める年会費及びサービス利用料金について、弊社は会員に対して変更を行う日の1ヶ月前までに文書等で通知することにより、年会費及び当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2 会員が年会費及び個別サービス利用料金の変更について意思表示をせず、変更期日を経過した場合は、会員はその変更について同意したものとみなします。

3 会員は、第1項に定める年会費及び個別サービス利用料金の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができるものとします。

第6条（入会手続と承認）

1 弊社から本サービスの提供を受けるためには、第2条1項に定める契約の成立をもって当倶楽部の会員となる必要があります。この入会手続を行うことができるのは、原則会員となるご本人としますが、ご本人の了承を得た上で、代理人による会員登録手続も可能とします。

2 会員は、入会契約の情報登録にあたり、登録した情報は全て真実であることを保証するものとします。

3 登録した情報全てにつき、その内容の正確性・真実性・最新性等一切について、会員登録手続を行った会員自らが責任を負うものとします。

4 会員は、自らの意思によってのみ申込みをし、会員となるものとします。

5 会員は、自らの意思によって本サービスを利用し、利用にかかわるすべての責任を負うものとします。

6 会員として登録できる個人の資格・条件は以下の通りとします。

1) 満18歳以上であること。それに満たない場合、保護者等の同意を必要とする。

2) 既に当倶楽部の会員となっていないこと。

3) 会員規約及びその他の利用規約の全ての条項に同意すること。

4) 弊社は会員申込を行った方が、以下の①から④のいずれかに該当する場合、又は該当するおそれがあると判断した場合には、その登録を拒否することができ、弊社はこれについて一切の責任を負わないものとします。又、弊社は登録を拒否する理由を会員に説明する義務を負わず、会員はそれにつき異議を申し立てないものとします。

①弊社に提供された登録事項の全部、又は一部につき虚偽、誤記があった場合。

②反社会的活動を行う団体、もしくはこれらと関連のある団体、その他反社会的勢力に所属している者、又はそれらに所属していた経歴を有する者。

③弊社より会員登録を解除された者。

④その他弊社が会員登録を不相当と認めた者。

- 5) 弊社が会員登録手続の承諾又は、会員登録をした後であっても、会員について前号の①から④のいずれかに該当する事実が判明した場合には、承諾を取り消し、登録を抹消することがあります。

第7条 (契約の更新)

- 1 契約の更新は、事前の通知なく自動的に行われるものとします。
- 2 更新を希望しない場合、以下、8条2項の通り、本契約を解除する手続を行う必要があります。

第8条 (契約の終了、年会費の精算)

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約は終了するものとします。
 - 1) 会員が死亡した場合
 - 2) 会員が本規約第8条に基づき、本契約を中途解約した場合
 - 3) 会員が本規約第9条に基づき、本契約を解除した場合
 - 4) 弊社が本規約第10条に基づき、本契約を解除した場合
- 2 前項の場合の他、会員は、本契約の有効期間中、契約解除を希望する日の1ヶ月前までに弊社が指定する手続を行うことにより、本契約を解除することができます。ただし、中途解約等における年会費については、返金をしないものとします。
- 3 前2項にかかわらず、会員が、以下の条件を満たす場合には、契約を解除することができるものとします。
 - 1) 入会日より7日以内に解約を申し出ること
 - 2) 会員がいずれのサービスも利用していないこと
 - 3) 支払い方法の設定が完了していないこと

第9条 (会員からの契約解除)

会員は、次の各号に掲げる事由が客観的に存在すると認められる場合には、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- 1) 弊社が、会員又はその家族に対し、不法行為を行った場合
- 2) 弊社が、会員規約に著しく違反し、会員に対して重大な損害を発生させた場合
- 3) 弊社が、正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合
- 4) 弊社が、破産手続開始の申立、民事再生手続開始の申立、又は会社更生手続開始の申立をし、又は申立を受けた場合
- 5) 上記各号の他、本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合

第10条 (KMSIからの契約解除)

弊社は、会員が以下の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。なお、原則として弊社は、会員及びその家族と協議の場を設け、誠実に協議することにより、本契約を解除するか否かを慎重に決定するものとします。

- 1) 会員が契約時に必要な書類に虚偽の記載をし、又は故意に不利益となる事実を告知しない等の不正手段により、弊社との信頼関係に支障をきたした場合

- 2) 会員が支払うべき年会費及びサービス利用料の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた督促にもかかわらず、これが支払われない場合
- 3) 会員又はその家族が、法令又は本規約の条項に違反し、弊社が改善の見込みがないと判断した場合。なお、第14条1項2号記載の処分を受けた後、指定された期間内に違反行為が是正されない場合も同様とする。
- 4) 会員又はその家族が、弊社又は弊社職員の生命、身体、財産、もしくは、信用を傷つける恐れがあり、かつ弊社がこれを防止できないと判断した場合
- 5) 地震等の天災、その他止むを得ない事情によって継続的な運営が困難になった場合
- 6) 上記各号の他、会員又はその家族と弊社との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、弊社が適切なサービスの提供を継続できないと判断した場合

第11条（個人情報の保管・使用等、守秘義務）

- 1 弊社は、会員の個人情報の利用目的等を、別紙4）「北原トータルライフサポート倶楽部 個人情報取扱規定」に定め、会員の同意のもとで保管・使用するものとします。
- 2 弊社は、本サービスを提供する上で知り得た会員に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。又、弊社は、弊社及び弊社職員に対して、同様の義務を負わせるものとします。この守秘義務は職員退職後、及び本契約終了後も同様とします。

第12条（緊急時等の対応）

- 1 弊社は、本サービスの提供中に、会員の身体の状態に著しい変化が見られた場合は、予め当倶楽部に会員自身もしくは代理人により登録された緊急時連絡先のご家族等に速やかに連絡します。
- 2 前項の場合の他、会員に怪我・事故が生じた場合には、弊社職員は可能な限りの救護等の対応に努めます。

第13条（苦情処理）

- 1 会員は、弊社に対して、いつでも苦情を申し立てることができるものとします。
- 2 弊社は、前項に定める苦情受付手続きを定め、会員からの苦情等を適切に解決するよう、努めるものとします。
- 3 弊社は、会員から本条第1項に定める苦情申立に対し、迅速かつ誠実に必要な対応を行うものとします。
- 4 弊社は、会員が苦情申立等をおこなったことを理由として不利益な取り扱いをしないものとします。

第14条（会員の基本的義務、遵守事項）

会員は弊社に対し、以下の各号の遵守する基本的義務を負うものとします。

- 1) 入会申込時において氏名、住所、性別、生年月日等や信用情報その他の申告事項に関して、真実と異なる事項をしないこと。
- 2) 本サービスの趣旨や目的に反する意図を有して、本サービスを利用しないこと。

- 3) 虚偽の名前を利用し、あるいは他人に成りすますなどして、不正の手段を用いて本サービスを利用しないこと。あるいは利用しようとししないこと。
- 4) 自己の信用状態が著しく低下していることを秘匿して、本サービスを利用しないこと。
- 5) 本サービスの利用に必要な ID・パスワード等は、善良な管理者の注意義務をもって、会員が自己管理すること。又、ID・パスワード等は、他人に譲渡・貸与などしないこと。
- 6) 入会契約時に登録された会員の氏名・住所、電子メールアドレスあるいはその他の申告事項に変更や異動があった場合は、直ちに弊社に報告すること。又、弊社から確認のため必要な資料の提供等を求められた場合は指示に従うこと。
- 7) 会員の ID、パスワード等が、盗難、紛失その他の事情から、他人に利用される可能性がある場合は、直ちに弊社に報告すること。又、弊社から確認のため必要な資料の提供等を求められた場合は指示に従うこと。
- 8) 弊社及び第三者の著作権その他の知的財産権、名誉・信用等を侵害し、あるいは侵害するおそれのある行為をしないこと。
- 9) 本サービスのシステムの運用を混乱させたり、阻害するなどのおそれのある行為、その他、本サービスを模倣したり、類似のサービスを提供する方法により弊社の業務と競業するおそれのある行為をしないこと。
- 10) 本サービスを通じて入手した情報を複製、販売、出版、公開その他の方法で私的使用以外の目的で使用しないこと。
- 11) 弊社又は第三者のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為、もしくはそのおそれのある行為をしないこと。
- 12) 本サービスの運営又は他の会員による本サービスの利用を妨害し、又はそれに支障をきたす行為をしないこと。
- 13) 1つの ID、パスワードを複数名で利用をしないこと。と、又は、一人で複数の会員登録をしないこと。
- 14) 契約上の会員たる地位ないし権利等を第三者に譲渡、貸与、承継、変更その他一切の処分をしないこと。

第15条（会員に対する不利益処分）

- 1 弊社は、会員が会員規約のほか、他の利用規約に違反した場合、違反の程度内容によって、予告や催告なく、以下の処分を行うことがあります。
 - 1) 警告文の送付
 - 2) 会員資格に対する資格停止処分（利用停止）
- 2 会員が前項の処分内容について異議等がある場合、処分決定のあった日から10日以内に、弊社の定める所定の手続によって申し出を行い、かつ事後において弊社の指示に基づいて必要な調査に応じない限り、処分は確定したものとみなします。
- 3 第1項2号による資格停止処分の後に指定された期間内に違反行為が是正されない場合については、第9条3号の定めによるものとします。

第16条（弊社が責任を負いかねる事項）

1 弊社は、以下の事由に該当する場合には、弊社は当然に損害賠償の責めを免れるものとします。なお、以下は弊社が損害賠償の責めを免れる事由を限定列挙したものではありません。

- 1) 会員又はその家族が、本サービス提供のために必要な事項に関する聴取、及び確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して会員又はその家族に損害が発生した場合
- 2) 会員又はその家族の金銭その他の財産が、弊社の責めに帰すべき事由以外の事由により紛失した場合
- 3) 弊社が必要なサービス提供のために、会員又はその家族の所有物品を通常の使用法により使用した際に、当該物品が、弊社の責めに帰すべき事由以外の事由により破損した場合
- 4) 上記に準じる場合

2 弊社は精度の高い情報を提供するよう努め、会員から寄せられる相談及び問合せなどに対して、誠実に返答するよう努めますが、その内容の正確性、最新性を保証するものではありません。

3 会員自身のシステム障害などにより生じたデータ消失などの損失、損害について弊社は一切の責任を負わないものとします。

4 会員が本サービスを通じてダウンロードしたデータ等を利用することによって生起するコンピュータ等の通信機器及びデータのトラブルについて、弊社は一切の責任を負わないものとします。

5 弊社が本サービスに関するシステム及びデータの保守・管理等の業務について第三者（以下、「受託者」とします）に委託する場合、弊社はその受託者がシステム及びデータの保守・管理等の業務を適切に行っているか監督するものとします。この場合に弊社の責めに帰すべき事由によらずに本サービスに関するシステム及びデータの保守・管理等について生じたトラブルや損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第17条（本契約に定めのない事項、合意管轄）

1 本契約に定めのない事項、及び本契約における各条項に関する解釈については、会員、家族、弊社は相互に協議し、誠意をもって対応するものとします。

2 本サービスに関連して訴訟等の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（その他）

1 本サービスは、システム上の不具合、災害等の天変地異や不可抗力など弊社の合理的な支配が及ばない事由、法令の改廃等により通知なく提供が中断・中止されることがあります。又、本サービスで提供する内容は、弊社の都合により、一定の予告期間をもって、新設あるいは中断、廃止等の変更が実施されることがあります。

2 弊社は、会員に対し、電子メールその他の方法により、宣伝広告や販売促進用の資料、あるいはアンケート調査を適宜実施することがあります。

3 本サービスあるいは弊社のWEBサイトにおいて提供する一切の情報の著作権は、弊社に帰属するものとし、無断転載を禁止します。

4 弊社は、会員よる料金の支払や決済について、第三者に業務委託し、あるいは債権譲渡等の処分をすることがあります。

5 本サービスは商品の性質上、会員による通信手段の誤操作を原因とする場合であっても取り消しできない場合があります。

附則

本規約は、2019年7月24日より施行する

本規約は、2019年11月18日一部改訂、12月1日より施行する

本規約は、2023年11月30日一部改訂、2024年2月1日より施行する

本規約は、2024年9月1日より施行する

別紙1) 北原トータルライフサポート倶楽部 会員種別・プラン表
(2024年9月時点)

会員種別	エントリー	ゴールド
登録料	0円	11,000円
年会費	0円	66,000円※1
会員特典		
メディカルホットライン24	—	○
しっかり伴走サービス	—	○
家族をつなぐサービス	—	○
ドック割引(30%オフ)	—	○
新サービスモニター	—	○
情報配信サービス	LINEのみ	LINE・一部書面での郵送
オプションサービス		
かなえるサポート	○ (9,295円/60分・6,507円/30分) ※内容によりカスタマイズ価格で、ご提供する場合もございます	○ (7,150円/60分・5,005円/30分)
看護師派遣サポート	—	○ (12,100円/60分・11,000円/60分未満)
ユアリハビリテーション アドバンスコース(通所)60分	○(14,300円)	○(13,200円)
アドバンスコース(訪問)60分	—	○(18,150円)
スタンダードコース(通所)60分	○(12,100円)	○(9,900円)
スタンダードコース(訪問)60分	○(16,500円)	○(13,200円)
らくリハプラス 30分		○(6,600円)
らくリハ 30分		○(5,500円)
メディカルフィットネス 80分		○(5,500円)
サロン・イベント		○(企画により料金が異なります)
延長料金		基本料金の60%
夜間料金	—	基本料金の25%
深夜料金	—	基本料金の30%
予約外対応	—	2,200円/回

■すべて税込価格 ■2024年9月1日時点

※価格は全て税込になります。

別紙2)

北原トータルライフサポート倶楽部 サービス利用規約

1 北原トータルライフサポート倶楽部 会員規約との関係

第1条（会員規約との関係）

「北原トータルライフサポート倶楽部 サービス利用規約」は、北原トータルライフサポート倶楽部 会員規約第3条2項の規定を受け、本サービスの提供方法等について規定するものです。会員規約中の用語、定義については、この規約中において準用します。

2 料金支払い方法について

第2条（トータルライフサポート信託によるお支払いについて）

1 会員は会員種別に関わらず、支払い方法としてトータルライフサポート信託を利用することができます。

2 トータルライフサポート信託は、弊社の提供する本サービスの料金のほか、弊社の提携医療機関における医療費、その他のサービス利用料の支払にご利用頂けます。

3 トータルライフサポート信託を利用するためには、本契約とは別に、三井住友信託銀行八王子支店での手続きが必要となります。この手続きの後に、会員と弊社および提携医療機関との間でそれぞれ支払に関する合意書の締結が必要となります。

第3条（口座振替によるお支払いについて）

- 1 会員は会員種別に関わらず、支払い方法として口座振替を利用することができます。
- 2 口座振替は弊社の提供する本サービスの料金のお支払いにご利用いただけます。
- 3 口座振替を利用する為には、ご入会時に口座情報等のご登録が必要となります。

3 会員特典について

第4条（ゴールド会員専用サービスについて）

1 ゴールド会員は、下記の会員特典を利用することができます。

1) メディカルホットライン 24

医療や健康、生活に関するお困り事について、24 時間いつでも専用電話番号にて相談が可能です。お問い合わせは、平日と土曜日の 9:00～17:00 はコーディネーターが受け付けますが、ご相談内容に応じて救急救命士や看護師、医師などに確認し回答します。また、平日と土曜日の 17:00～翌朝 9:00 ならびに日曜日と祝日（年末年始含む）は専用ダイヤルから北原国際病院の救急スタッフにつながります。

2) しっかり伴走サービス

専任スタッフが、日々のサービス提供時に加えて、3 か月に 1 回程度のご自宅訪問や面

談・電話等での対話を通じて、目標や要望にあわせて解決に向けた提案を行います。また、デジタルリビングウィルに関わる、緊急時や最期の時の備えとしての「救急医療に関する情報」や「事前指示書」の記載をサポートします。

3) 家族をつなぐサービス

離れて暮らすご家族に、会員ご本人の日々の様子や、有事の際における様子ならびに状況を LINE 等で共有します。普段から情報を共有しておくことで、有事の予防に役立てることが出来ます。また有事の際にもご本人、ご家族の意思・意向を尊重し、より円滑に検査や治療等を進めることができます。

4) ドック割引サービス

北原 RD クリニック、北原ライフサポートクリニックの、会員特典対象検診を会員特別価格（正規価格の 30%割引）で提供します。ご予約の際は、当倶楽部までご連絡いただくことで、手続きについてご案内いたします。検診結果の情報については、弊社が提携医療機関から情報提供を受け、厳正に保管いたします。

5) 新サービスモニター

開発中の新サービス・新商品を優先的にモニター利用することができます。商品化・本サービス化した際にはモニター協力いただいた方からご案内いたします。

第5条（共通サービスの利用について）

1 エントリー会員ならびにゴールド会員は、下記の特典を利用することができます。

1) 情報配信サービス

北原グループ全体や、北原トータルライフサポート倶楽部に関する情報を配信します。エントリー会員は LINE 配信のみとなります。ゴールド会員は LINE 配信に加え、一部書面でのお渡しとなります。

4 オプションサービスについて

第6条（オプションサービスの利用について）

1 会員種別に応じて、会員はオプションサービスをご利用頂けます。

2 オプションサービスは、以下の6つから成るものとします。

1) かなえるサポート

生活に関するあらゆるお困り事やかなえたいと考えていることを、医療・介護の専門知識を持つスタッフが実現に向けてサポートするサービスです。介護に関すること・家事代行・診察同行・外出サポート・行政手続き代行などはもとより、誕生日会・記念日等のご自宅でのイベント企画、行きたい場所、会いたい人、挑戦したいことなど病気や年齢を理由に諦めていたことの実現に向けてサポートするサービスです。

2) 看護師派遣サポート

バイタルチェックや日々の健康管理、ご家族への指導など、看護師が専門的な知識と技術に基づき必要なケア・アドバイスをいたします。

3) ユアリハビリテーション

脳血管疾患後遺症等を有す方を対象とした「徹底して回復を目指す」自費リハビリテーションサービスです。

4) らくりハ

筋肉や関節などお身体の状態を調整し、不調を改善させるサービスです。

5) メディカルフィットネス

これまで、トップアスリートの方々限定で本格的なトレーニングを行って来た iMARE[※]のメソッドやノウハウを活かした、高齢者の方でも安心して利用できるフィットネスです。

※iMARE：株式会社 iMARE が運営する介護事業所。デイサービス・訪問看護・アスレティッククラブなどを運営し、子どもから高齢者までを対象にサービスを提供しています。

3 オプションサービスは、会員から利用の申込をし、弊社スタッフと打合せ、実施日時・期間の見込みや料金・経費見積もり、会員からの同意を経て、提供するものとします。

4 オプションサービスは会員の心理的援助、個人の目標達成・問題解決を支援するサービスであり、当サービスの利用による健康改善効果、及び当サービスによって提供されるプログラム等の個々の会員への適合性について、何ら保証するものではありません。

第7条（オプションサービスの利用上の注意について）

1 会員は、オプションサービスの実施日の前日までにその利用を中止することができます。この場合には、当該サービス実施日の前日午後5時（日曜、祝祭日、年末年始を除きます。）までに弊社に申し出るものとします。

2 会員が前日の午後5時以降に利用の中止を申し出た場合は、キャンセル料として利用料金の全額を弊社に支払うものとします。ただし、不慮の事故や体調の異変等、やむを得ない場合を除き、当日予定の時間までに、利用中止の申し出がない場合に限りです。

3 前号のキャンセル規定に関わらず、弊社が会員より発注を受けてから会員からのキャンセルの申し出の間に、会員の発注に基づき必要な物品等を事前に購入した際の代金等、その他弊社が当該サービス提供に必要な債務を負った場合、会員はその債務相当額について負担するものとします。

4 弊社は、会員からのサービス利用の変更等の申し出があった場合、可能な限り、その変更を受け入れるように努めるものとします。

5 オプションサービスについて電気代等の費用負担については、会員規約第4条5項の通りとします。

6 トータルライフサポートサービス提供時の弊社が責任を負いかねる事項については、会員規約第15条の定めによるものとします。

7 その他会員サービス（イベント・セミナー、旅行サービス、サロン）について

第8条（その他会員サービスの利用について）

1 会員は、弊社が開催するイベント・セミナー、旅行サービス、サロン等に参加するこ

とが出来ます。但し、イベント等の性質上、ある種の会員の参加が適さない場合については、この限りではありません（例えば、ゴールド会員を対象とするイベントに関するエントリー会員の参加等）。

2 会員が有料のイベント・セミナー、旅行サービス、サロン等に参加する場合は、参加費等を別途お支払頂きます。

北原トータルライフサポート倶楽部 個人情報取扱規定

北原トータルライフサポート倶楽部では、個人情報を提供されるすべての方々のご個人情報を保護することが重要な責務であると認識し、その取扱い方針を次のように定めます。

1. 個人情報の取扱い

- 1) 会員の個人情報の収集にあたっては、情報主体に対して収集目的を明らかにし、同意を頂いた上で収集します。収集した個人情報は利用範囲を限定し、適切に取り扱います。
- 2) 個人情報への不正アクセス、又は破壊、漏洩等のリスクに関しましては、合理的な安全対策を講じると共に予防並びに是正に関する機能を保有して、適切な個人情報保護対策を実施します。

2. 個人情報の利用目的について

- 1) 株式会社 Kitahara Medical Strategies International (以下「KMSI」) から各会員へ、各種サービス提供や北原トータルライフサポート倶楽部 (以下「当倶楽部」) 運営に関する情報のお知らせのために利用いたします。
- 2) 又 KMSI が個人情報の取得を意図し、会員から書面や web を通じて直接提供頂く場合には予め書面又は web 上に個人情報の利用目的を明示いたします。但し提供時の状況から利用目的が明らかでない場合に関しては、その明示を省略させて頂くこともございます。
- 3) KMSI は、他企業との共同研究において会員の個人情報を取り扱う場合に、「個人情報の保護に関する法律」に規定された匿名加工情報を作成し、提供することがあります。この場合の匿名加工情報の取扱いの定めについては、以下の通りとします。

① 匿名加工情報の安全管理措置

KMSI は、識別と認証に基づくアクセス制御、外部からの不正アクセスの防止、移送・送信時の暗号化など、匿名加工情報の取り扱いの各局面のリスクに応じた適切な安全管理措置を実施します。

② 匿名加工情報の適正な取扱いを確保するための措置

KMSI は、匿名加工情報の取り扱いに関する相談対応などの体制を整備し、委託先管理を含めた匿名加工情報の管理ルールを整備し、識別行為の禁止などの利用ルールを職員に周知して、適正に匿名加工情報を取扱います。なお、KMSI における匿名加工情報に関する問い合わせ先は、本規定の末に掲げるものとします。

③ 匿名加工情報

・作成および提供する期間：2018年3月より継続的に提供

・作成および提供する情報項目

氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの、個人識別符号を含む。) 以外の情報

・提供方法

十分な安全管理措置 (暗号化等) を施した上で提供します。

3. 個人情報の管理について

KMSI は、上記様々な目的から個人情報の取得、利用、提供、保管を行いますがその実施にあたっては 個人情報保護法、その他、個人情報保護に関する指針、条例等に沿って適切に行うものとします。

4. 会員情報の第三者への提供及び委託について

1) KMSI は、各種サービス提供にあたって医療法人社団 KNI 等、当倶楽部提携医療機関並びに当倶楽部サービスを提供における協業企業と、会員の個人情報およびサービス利用情報等を共有することがあります。なおその場合、医療法人社団 KNI 等提携医療機関も同様に、個人情報の取得、利用、提供、保管を行いますがその実施にあたっては個人情報保護法、その他、個人情報保護に関する指針、条例等に沿って適切に行うものとします。

2) KMSI では下記の場合を除き会員情報を第三者に提供することはいたしません。

①あらかじめご本人の同意がある場合

②人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合でご本人の同意を得ることが困難な場合

③行政機関などから法令に基づき、提供を命じられた場合

3) 開示 訂正・利用停止等の手続き

会員の個人データの開示・訂正・追加・削除、又は利用の停止、消去、第三者への提供の停止等をご希望の方は、必要な手続きについてご案内いたしますので、お申出ください。加えて、お預かりした個人情報が不正確であることが判明した場合、確認させていただくことがございます。

5. 守秘義務

1) KMSI は、会員へサービスを提供するにあたり、徹底した機密保持を遂行し、業務上得たいかなる情報に関して第三者への開示、提供などは一切いたしません。

2) KMSI が会員からお預かりした資料・データは、徹底した管理のもと、細心の注意を払い保管いたします。

3) お電話やEメール、又はKMSI ホームページよりご送信いただいた情報やご相談内容の全てが守秘義務の対象です。

4) プライバシーポリシーは、KMSI のホームページに掲載しています。

附則

本規約は、2019年7月22日より施行する

本規約は、2024年2月1日より施行する

本規約は、2024年9月1日より施行する

株式会社 Kitahara Medical Strategies International
北原トータルライフサポート倶楽部 事務局
(ご連絡窓口電話) 042-642-8882 / (e-mail) kitahara-totalsupport@kitaharamsi.com

別紙4) 北原トータルライフサポート倶楽部 デジタルリビングウィル利用規約

1 北原トータルライフサポート倶楽部 会員規約との関係

第1条 (会員規約との関係)

「北原トータルライフサポート倶楽部 デジタルリビングウィル利用規約」は、北原トータルライフサポート倶楽部 会員規約第3条2項の規定を受け、本サービスの提供方法等について規定するものです。会員規約中の用語、定義については、この規約中において準用します。なお、デジタルリビングウィルはゴールド会員以上を対象に運用し、エントリー会員はその対象となりません。

2 サービス提供について

第2条 (デジタルリビングウィルにおける情報の登録方法について)

- 1 情報の登録方法は、原則として電子端末を通じて行うものとします。ただし2023年12月以降は紙媒体に変更して運用することとします。
- 2 情報の登録手続は、原則として会員ご自身により登録を行うものとします。その際についての取り決めは会員規約第6条の規定によるものとします。
- 3 会員が情報の登録について弊社にその支援を希望する場合、一定の手続きの下、弊社職員による登録支援を行うものとします。

第3条 (デジタルリビングウィルサービスの内容)

デジタルリビングウィルにおける会員サービスの内容は、以下の2つから成るものとします。

- 1 **通常時サービス**：登録情報の管理、事前指示書の管理ならびに登録内容に準じた実行の支援、会員からの要請による提携医療機関への一部登録情報の提供等
- 2 **救急医療サービス**
 - 1) 急な病気や怪我により直に医療機関を受診する必要性が高い場合（以下、「緊急時」とします）に、提携する北原病院グループの医療機関（以下、「提携医療機関」とします）での受け入れが適切と判断する場合の受け入れ。但し、弊社及び提携医療機関が、会員が緊急時であることを知り得ない場合を除きます。
 - 2) 会員が予め希望する場合は、会員が緊急時に提携医療機関以外の医療機関を受診した後の重急性記に、提携医療機関で受け入れること。
 - 3) 会員が緊急時に提携医療機関以外の医療機関を受診した際、提携医療機関からの照会に応じて、会員が事前に提供について同意したデジタルリビングウィル登録情報および事前同意書を提供すること。

4) 会員の緊急時にその意思確認が出来ず、提携医療機関以外の医療機関へ搬送された場合に、その事実を弊社及び提携医療機関が知り、予め会員が希望するときは、治療に必要な登録情報（事前同意書も含む）を当該医療機関へ提供するものとします。但し、この場合の登録情報の提供後の対応（提供した登録情報の採否など）については、当該医療機関又は担当医師の判断によるものとします。

第4条（救急医療サービスによる検査・治療等の条件）

1 救急医療サービスによる提携医療機関での受け入れの後の登録情報に基づく検査・治療等の提供の条件は、以下の通りです。

- 1) 受け入れ時に会員が意思表示をすることができず、その意思確認が出来ないこと
- 2) 提携医療機関にて対応可能な症状、重症度であること

2 前項2号に関して、提携医療機関にて対応が難しい症状および重症度であることが提携医療機関に搬送される前に判明した場合、会員は、搬送先が他の医療機関になることを了承するものとします。提携医療機関に搬送された後に、判明した場合については、会員は、提携医療機関から他の医療機関へ搬送することについても了承するものとします。

第5条（登録する情報について）

弊社の提供する当倶楽部のサービスにつきまして、会員がその提供を受けるためには、以下の手続きを経る必要があります。なお、緊急時における提携医療機関との情報連携を希望する場合は、入会后出来る限り早い時期の登録をお勧めします。

1 登録する情報は、以下の通りとします。

1) 救急医療に関する情報登録（初回登録手続き）

会員は、入会手続きの際に、デジタルリビングウィルの運用上必要な、救急医療に関する以下の項目を登録することができます（氏名・住所・電話番号・生年月日・緊急連絡先・救急隊や搬送先の医療機関に伝えたいことなど）。

2) 最期の時に備えた情報登録

会員は、入会后に、希望に応じて、ご自身の最期の時に備えた事前指示書を作成することができます（ご自身の価値観を明確にするための項目、例えば、趣味や性格など個人に関わることから、最期の時に対する考え、延命措置に対する考えなど）。

2 登録した情報は、その後に行われた情報の更新登録により最新の情報に変更されます。この場合、弊社は更新後の最新情報に基づいて会員サービスの提供を行うものとします。

3 会員は、登録情報について、半年に1回以上の見直しをするものとします。

4 3の見直し時に、会員が精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く、又は事理を弁識する能力が著しく不十分、もしくは事理を弁識する能力が不十分である場合に備え、会員は事前にその際の判断についての対応を登録できるものとします。

第6条（登録する場所について）

提携医療機関である北原病院グループ（北原国際病院および北原リハビリテーション病院）

とします。もしくは書類を持ち帰り、記載した上で提出いただくことも可能とします。

第7条 (情報が保管される場所と方法について)

登録された情報は、紙媒体および PDF データにて厳正に管理・保管されます。全ての電子データは、北原グループ内のネットワークで管理されており、当倶楽部の会員管理システムならびに提携医療機関である北原病院グループにて保管されます。

第8条 (退会時のデータの取り扱いについて)

1 登録する情報は、退会あるいは死亡した場合、情報の追加や更新ができないものとします。

2 退会あるいは死亡した場合、その後の情報処理方法についてはデジタルリビングウィルに登録できるものとします。

附則

本規約は、2019年7月22日より施行する

本規約は、2024年2月1日より施行する

本規約は、2024年9月1日より施行する